送迎車両運行管理業務に係る遵守事項

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、運転業務に従事しないこと。 |
| 2. | 運行年月日、乗降場所、運行時間等の確認を怠らないこと。 |
| 3. | 火薬類、揮発油、その他引火性液体など安全な車両運行に支障のあるものを持ち込ませないこと。 |
| 4. | 車両内では禁煙を厳守すること。 |
| 5. | 休憩・休息時間を除き、職務中にスマートフォン・携帯電話・ゲーム機等を業務目的以外で使用しないこと。 |
| 6. | 運行車両については、車内の整理整頓、適切な清掃が実施され、運行車両の清潔が保たれていなければならないこと。 |
| 7. | 車両の運行中に当該車両の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行を中止すること。 |
| 8. | 決められたルートを走行し、安全な運行に支障がある箇所を通過しないこと。 |
| 9. | 乗降口の扉を閉じ、利用者の安全を確認した後でなければ発車してはならない。 |
| 10. | 乗降口の扉は、停車前に開かないこと。 |
| 11. | 乗務についての所要の記録を行うこと。 |
| 12. | 不快感を与える服装をしないこと。 |
| 13. | 利用者等に対して公平かつ親切丁寧な対応を行うこと。また、必要に応じて乗降者の介助等を行い、誠実に職務を遂行すること。 |
| 14. | 利用者等に対して走行中職務上不必要な事柄について話をしないこと。 |
| 15. | 職務上知り得た秘密を他者に漏らさないこと。（契約終了後も同様とする） |
| 16. | 利用者等の安全に配慮した慎重かつ適切な運転を行うこと。 |
| 17. | その他、委託者の指示に従うこと。 |